

ケアステーション オスピタリテ 運営規定

（事業の目的）

第1条 ケアステーション オスピタリテ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護・指定重度訪問介護事業は、その適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し適正な指定居宅介護・指定重度訪問介護を提供することを目的とします。

（運営方針）

第2条

- （1）事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。重度の肢体不自由者であって常時介護を要する利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。
- （2）事業所は、従業者が提供する指定居宅介護・指定重度訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- （3）事業所は、指定居宅介護・指定重度訪問介護の提供に当たっては、地域や家族との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、その他保険・医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- （4）事業所は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、必要な措置を講じます。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 ケアステーション オスピタリテ
- （2）所在地 旭川市10条通21丁目1番地の13

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務を一元的に行うとともに、自ら居宅介護・重度訪問介護の提供にあたるものとする。
- （2）サービス提供責任者 1名以上（1名は管理者兼務）
サービス提供責任者は事業所に対する障害者総合支援法の利用申込に関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導・居宅介護・重度訪問介護計画の作成・変更・説明等の作成を行う。
- （3）従業者
訪問介護員（2級以上）2名以上 訪問介護員等は指定居宅介護の提供・指定重度訪問介護の提供を行います。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし土曜・日曜・祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時30分まで

(ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする)

(指定居宅介護・重度訪問介護サービスの内容)

第6条 指定居宅介護及び重度訪問介護サービスの内容は次の通りとする。

指定居宅介護・重度訪問介護

① 身体介助（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

入浴介助、清拭、洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。

- ・ 排せつ介助 …排せつの介助、おむつ交換を行います。
- ・ 食事介助 …食事の介助を行います。
- ・ 衣服の着脱の介助 …衣服の着脱の介助を行います。
- ・ その他 …必要な身体介助を行います

※ 医療行為は行いません。

② 家事援助（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

- ・ 調理 …利用者の食事の用意を行います。
- ・ 洗濯 …利用者の衣類等の洗濯を行います。
- ・ 掃除 …利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- ・ 買い物 …利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
- ・ その他 …日常生活に必要な家事を行います。

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭や玄関等の掃除は原則として行いません。

○ その他、必要に応じて利用者の生活上のご相談に対する助言を行います。

施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めます。

(利用者から受領する費用の額)

第7条 事業所が指定居宅介護・重度訪問介護を提供した場合の利用料の額は次の通りとし、利用者ごとの負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。利用者の負担は原則1割となります。ただし、利用者負担上限月額や市町村助成等の個別減免が適用される場合には、利用者の負担は減免後の金額になります。

- ・ 指定居宅介護 厚生労働大臣が公示で定めた額
- ・ 重度訪問介護 厚生労働大臣が公示で定めた額

2 次条の通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護・重度訪問介護に要した交通費はその実費を徴収する。

(1) 通常の実業の実施地域10キロメートル未満 200円

(2) 通常の実業の実施地域10キロメートルを更に越えて4キロメートル増すごとに 50円

(3) 材料費・食材や清掃用具、その他サービスを提供するにあたって必要な材料は、原則利用者またはその家族が用意することになります。やむを得ず居宅介護従事者が用意する場合は、かかった費用をいただきます。(この費用については、1ヶ月毎の清算ではなくその都度のご負担となります。)

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

4 キャンセル料

利用者が、利用予定の重度訪問介護サービスの中止、もしくは利用日の変更を申し出て、これを行った場合は、以下の通りのキャンセル料がかかります。

○ 利用日前日までに申し出た場合 …キャンセル料は無し

- 利用日当日に申し出た場合 …当該サービス利用料の1割
- 申し出がなく中止となった場合 …当該サービス利用料の1割+300円（居宅介護従事者の移動費として）

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は旭川市の区域とする。

（苦情処理）

第9条 指定居宅介護・重度訪問介護サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置し担当者を配置します。

（人権擁護・虐待の防止に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話設置等を活用して行う事ができる)の設置。
- (4) 虐待防止の為の指針の整備。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置
- (6) 担当責任者の設置
- (7) 成年後見制度利用支援
- (8) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（緊急時における対応方法）

第11条 従業者は指定居宅介護・重度訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条

- 1 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

（身体拘束等の禁止）

第13条

- 1 事業者は、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。但し、利用者本人または他の入居者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、身体拘束等を行うことがあります。
- 2 前項により身体拘束等を行った場合、事業者は、事態発生時の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、身体拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行った時間等を記録に残し、これを整備します。
- 3 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。
- 4 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 5 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

(ハラスメント対策)

第 14 条 事業所は、利用者へより良い障害サービスを提供できる環境を確保するとともに職場及び訪問先・利用者宅におけるハラスメントを防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 1 事業所内におけるハラスメント防止のための指針を整備し、従業者へ周知徹底を図ること
- 2 定期的なハラスメント防止のための指針の見直し及び変更
- 3 定期的な研修の実施：年 1 回以上(採用時研修：採用後 1 か月以内)

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護・重度訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 16 条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。

- (1) 感染症の予防又はまん延の防止の為に検討委員会(テレビ電話設置等を活用して行う事ができる)をおおむね 6 月に一回以上開催すると共に、その結果を訪問介護員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は訪問介護員に対し、感染症の予防又はまん延防止の為に研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修の実施
- (2) 継続研修の実施

(その他運営についての重要事項)

第 18 条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者と雇用契約の内容とする。この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項はイーエイチツーワイ株式会社代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第19条 事業所は、適切な障害サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員の就業環境が害される事を防止する為、方針の明確化、定期的に必要な研修を行なう。

附則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

この規定は、令和 5 年 9 月 11 日から施行します。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。